

大阪府耐震改修促進計画審議会(第9回) 議事録

■ 開催日時 令和2年1月10日(金) 9時30分～11時00分

【事務局】本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行をいたします住宅まちづくり部建築防災課森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、情報公開条例第33条の規定により公開といたします。

ご了承願います。また議事録の内容は、ご確認をお願いした後、委員個人が特定できないよう、氏名を伏せた上で、大阪府ホームページにおいて公開いたします。あわせてご了承願います。

本日の議事録についてでございますがご面倒をおかけしますが自動音声翻訳機により作成する都合上、ご発言の際はマイクのスイッチをオンに、ご発言終了後はオフにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

次に配布しております資料につきましてご確認をお願いいたします。

本日の「次第」でございます。

次に「委員名簿兼出席者名簿」、次に「配席図」、資料1としてA3横長の「広域緊急交通沿道ブロック塀等の耐震化について」、次に参考資料1でございます。タイトルは同じでございます。次に資料2といたしまして、「広域緊急交通路沿道建築物の実効力のある支援策について」でございます。次に、参考資料2、タイトルは同じでございます。

次に参考資料3といたしまして議題1と議題2を反映いたしました「10ヵ年戦略(案)」と現行の「10ヵ年戦略」の比較表。以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

続きまして定足数でございますが、本審議会の委員5名中5名ご出席をさせていただいております。本会議が有効に成立していることをご報告いたします。

出席者のご紹介につきましては、本年度2回目の開催でございますので、名簿および配席の配布に代えさせていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては会長をお願いいたします。

会長よろしくお願いいたします。

【会長】〇〇でございます。議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の議題ですけれども、前回8月に開催した第8回審議会と同じ議題2つございまして、「広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化について」と、「広域緊急交通路沿道建築物の実効力ある支援策について」でございます。

前回の意見を参考に府の方で検討された(案)について説明いただき、それに対して、皆さ

んのご意見をいただき、その後、この審議会終了後、パブリックコメントを経て3月末に計画を改定するという流れになっているということでございますので、委員の皆様にはご質問ご意見を色々といただき、審議会としての意見の方向を合わせておきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

議題（1）広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化〔帰宅困難者対策〕について

【会長】それでは早速でございますけれども、議題1の方に入りたいと思います。「広域緊急交通路沿道のブロック等の耐震化〔帰宅困難者対策〕について」ということでございます。最初に事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】

事務局から議題1につきまして、ご説明します。お手元のA3サイズの資料1と、A4サイズの参考資料1をご覧ください。この2つの資料を並行して説明いたしますので、左右に並べてご覧いただければと思います。また、スクリーンに資料を投影しますので、あわせてご覧ください。議題1につきましては、昨年8月の審議会では、「ブロック塀等の耐震診断の義務付け制度（案）」としてご説明しておりますが、「義務付け対象とならないブロック塀についても安全対策が必要」というご意見を踏まえまして、「広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化について～耐震診断義務付け制度の活用～」と変更し、義務付け対象以外も含めた取組みになっております。それでは資料1の左上をご覧ください。10ヵ年戦略の改定の背景を記載しております。大阪府北部地震での被害を契機として、耐震改修促進法施行令の改正や、大阪府の「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」からの提言、そして、本審議会からの答申を踏まえまして、10ヵ年戦略を改定し、「ブロック塀等の耐震診断の義務付け制度の活用等について、府と市町村の役割を踏まえ検討すること」と位置付けたところで、今年度、検討を進めてまいりました。左下の図をご覧ください。

前回の審議会でもご覧いただいたブロック塀の安全対策の府と市町村の役割分担の全体像を示したイメージです。この四角がブロック塀の全体を示しております。ブロック塀の安全対策は、所有者による適切な維持管理を前提としております。そのうち、色付けしております、公道に面しているものは、歩行者など第3者に被害が及ぶ可能性があることから、市町村において指導や普及啓発、必要に応じて除却補助により対応しております。大阪府が対応するのは、図左上の濃い色の部分で、広域的な観点から災害時の通行機能が必要な路線を指定し、その沿道にある旧基準で築造された既存不適格のブロック塀を、耐震診断義務付け制度を活用して対応し、徒歩帰宅の機能を確保するものです。10ヵ年戦略の改定につきましては、この後ご説明する耐震化（案）につきましてご意見をいただき、改定（案）を作成しまして、2月にパブリックコメントを実施し、3月に改定する予定としております。次に資料1右をご覧ください。広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化（案）につきまして、前回8月

の審議会でもいただいた意見を踏まえ検討したものを記載しております。まず、左上の、耐震化を優先する指定路線についてですが、これまでの緊急車両の通行機能に加えて、帰宅困難者対策としての徒歩帰宅の機能を確保するため、路線を追加いたします。追加する路線は、右の路線図をご覧ください。図中ほど右の新石切駅に向かう国道 308 号、その下富田林方面に向かう国道 309 号、その左横の北野田駅付近を通り河内長野方面に向かう国道 310 号及び国道 371 号を追加することとしています。この追加により、図オレンジ色の既に建物の診断を義務付けている路線 260km と追加 35km の計 295km がブロック塀等の診断義務付け対象となります。なお、追加する路線は、建物も診断義務付けされることとなります。参考資料 1 をご覧ください。1 枚めくっていただき、1 ページに、前回 8 月の審議会でのご意見をまとめたものを記載しています。路線に関しまして、新規路線は「人口密度の高い路線を重点的に対策する制度にした方がいいのではないか。」というご意見をいただきました。参考資料 1 を 1 枚めくっていただき、2 ページに、路線の検討内容を記載しております。路線指定の考え方をご説明します。左側をご覧ください。

まず、追加する路線のうち、山間部も通ります国道 309 号と国道 371 号の指定区間の考え方について記載しております。それぞれ山間部を超えて、奈良県、和歌山県へとつながっているのですが、一定数の歩行者の利用が想定される区間として、都心から、人口が集中する地図上赤で示している DID 地区の範囲内を追加することとしています。

右側ですが、都心部での路線の追加を検討したものです。路線を追加しますと、ブロック塀と建物の両方の耐震診断が義務付けられることとなります。耐震診断結果の報告期限をそれぞれ別に定めることはできるのですが、いずれにしても、広域緊急交通路の機能を確保するためには、ブロック塀と建物の両方の耐震化が必要となります。図には、中央環状線の内側の耐震診断を義務付けていない広域緊急交通路を点線で示し、あわせて、路線指定した場合に新たに耐震診断が義務付けられる建物の棟数を記載しています。どの路線も相当数の建物が、新たに耐震診断を義務付けられることとなり、例えば、大阪市内から北河内方面に抜ける国道 1 号と 163 号ですと、57 棟の建物が新たに対象となります。

現在、耐震性不足の 200 棟以上の建物に耐震化を働きかけている現状において、対象建物を増やすことは、耐震化の促進が滞ると考えております。資料 1 に戻りまして、以上により、耐震化を優先する指定路線につきましては、右図のとおり、既指定路線 260km に、4 路線 35km を追加指定する案として、その沿道にあるブロック塀等の耐震診断を義務付けるものです。次に、耐震化を進めるブロック塀等の規模についてご説明します。耐震化を進めるブロック塀等は、既存不適格のものである昭和 56 年 5 月以前に築造されたもの、建物に附属しないものも含めまして、長さは全て、高さは道路面から頂部まで 0.8m を超えるものを対象とします。そのうち、耐震診断を義務付けるブロック塀等は、建物に附属するもので、長さは、義務付けが可能な 8m を超えるもの、高さは、地盤面から 0.8m を超えるものとする案としてお

ります。参考資料1の1ページにお戻りください。前回の審議会でのご意見で、長さに関しましては、戸建て住宅を対象外とせず、長さ8m超を対象とすることは良いとしていただいております。高さに関しましては、義務付けが可能な最も低い地盤面から80cmと設定した場合でも、道路面から高い場所にある危険なものが対象外となりますが、そちらを優先する方が良いというご意見をいただきました。参考資料1をめくっていただき、3ページをご覧ください。さきほどのご意見を踏まえ、法的に診断義務付け可能なものは義務付けし、既存不適格のもので義務付けできないものは、費用補助により耐震化を進める案といたしました。長さについて、耐震診断の義務付け対象とできる8mを超えるものは診断を義務付け、8m以下のものは診断義務付けできませんが、診断及び除却等の費用補助の対象とします。高さについては、右下の図のように、診断義務付け可能な、地盤面からの高さが80cmを超えるものを義務付けし、左の図のように、地盤面からの高さは80cm以下でも、道路面からブロック塀頂部の高さが80cmを超えるものは、例えばブロック2段積みであっても費用補助の対象とします。参考資料1の4ページをご覧ください。これまでの説明をまとめたものとなります。左側の赤枠で囲ったものが、大阪府の対応するものとなり、指定した路線沿道にあるもので、既存不適格等の塀となります。①-1 要安全確認（義務）が耐震診断義務付け対象のもので、高さ80cm超かつ長さ8m超の塀です。その右、①-2 要安全確認については、診断義務付けはできませんが、補助対象として耐震化を進めるもので、1) 高さ80cm超かつ長さ8m以下の塀として、一般的な住宅は全て対象となります。その下2) 高さ80cm以下、道路面から80cm超にある塀として、高い場所にあるもの、その右上3) 建物に附属しない塀として、駐車場にある塀なども補助対象とすることとしております。その右の黄色枠で囲ったものは、市町村の除却補助の対象で、指定路線以外も含め、既存不適格でない昭和56年以降に設置されたブロック塀等で危険性のあるものは対象としております。A3の資料1にお戻りください。耐震化を進めるブロック塀につきましては、以上のように、今回指定する路線の沿道にある既存不適格のブロック塀については、ほぼすべてについて、診断義務付けか費用補助で耐震化を進める案としております。次に、耐震診断を義務付けたものの診断結果の報告期限についてですが、令和4年の9月末とする案としております。ブロック塀については、診断と除却等をセットで確実に安全対策を進めていきたいと考えており、ある程度の期間が必要なこと、また、追加路線にある建物も新たに診断義務付け対象となることから2年半の期間を設定するものです。次に、耐震化に向けた取組みについてです。

まず、左側ですが、確実な普及啓発を進めることとし、ブロック塀の所有者に対し、個別訪問等で、診断・除却等の実施を働きかけます。また、現行基準で建設されたブロック塀等については、診断義務付け及び府の補助の対象となりませんが、所有者に対して、適切な維持管理が行われるよう周知し、路線機能を維持したいと考えております。右の耐震化の支援、補助については、診断だけで終わらないよう、診断と除却の一括実施を促す補助制度とする

こと、さらに、除却後の新設も補助対象とし、生け垣なども対象にすることとしています。参考資料1の5ページをご覧ください。前回の審議会の資料と同じ国の補助制度の資料です。診断義務付け対象と対象外とで補助率は変わりますが、府においても、国と同様の補助率での実施を考えております。6ページをご覧ください。こちらは、義務付けと義務付け以外の対象の総数を参考に記載しておりますが、建設年度が不明又は未確認のものを含んでおりますので、実際の件数はこの内数となります。義務付け対象が数字左の265件で一部建設年度が不明なものを含んでおります。義務付けではないものは、数字右の543件ですが、こちらは建設年度を確認していないので、昭和56年以降も含んだ件数なので多くなっております。最後に、参考資料3をご覧ください。こちらは、いま説明した内容を10ヵ年戦略に反映した場合の案となっており、参考としてご用意しました。

また、次の議題(2)の内容も反映しております。説明は割愛させていただきます。説明は以上です。

【会長】はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局から資料の説明をいただきました「広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化について」でございますけれども、これに関しまして、ご質問ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

それではよろしくお願いたします。いかがでしょうか。〇〇委員お願いたします。

【委員】説明ありがとうございます。8m以下でも費用補助というように範囲が広がっているというのはとてもいいと思います。一方で、対象路線を増やすときの基準として、建物診断も一緒についてくるのであまり広げられないというような趣旨の説明があったと思います。それももともとだと思っておりますが、一般的にブロック塀の方を優先する、建物とブロック塀を分離してブロック塀っていう考え方はやはりできないということなんですかね。

もし地震が起こって、すごく大きな場合は多分両方とも崩れると思うんですけど、先にブロック塀だけ崩れるという状況が起こりうるのか、起こりうることはないのかというところをちょっとお聞きしたいなと思ったんです。

【事務局】はい。建物よりもブロック塀の方が地震のエネルギーが小さいとか振動が小さくて倒れる可能性はもちろん高いと考えております。今回の法律では、建物とブロック塀を同じ建築物としてセットとして扱うということで、法的には耐震改修促進計画に記載すると両方が義務付けされると。ただ国の方もそのあたりの運用は気にしておまして、ご説明しましたけど、耐震診断結果の報告期限を変えるという手法をとって、ブロック塀を早めにして、建物は期間を長く取るということで、運用を考えているということです。そういう運用はできるのですが、やはり基本的には両方に制限がかかるということですので、まず我々は必要な路線を集中して進めていきたいというふうに考えております。

【会長】よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。はい。〇〇委員お願いたします。

【委員】耐震化を優先する路線についての拡張の説明なんですけども、増やすことはまさに前回議論があったので、していただくと、それが延びていくところであるというのは全然いいんですけども、内側は目標に達しようがないのでやめますっていうふうに書いてあるようにも読めるんですよ。政策上はわからなくはないけれども、例えば今回追加された路線と国道1号線だとどっちが重要かって言われると、それは間違いなく国道1号線の方の耐震化の方は重要だと思います。

量的にもそうだし、手を挙げる人も多いと思います。そっちの方がね。なので、もう少しちょっと理由を考えていただきたいなと思っていて、都市の中心部の指定に関しては今後必ずやっていくとか、そこよりも中から外に向かっていく路線を今回拡張していくとか。利用者の優先度は、間違いなく中の方が高いです。

利用者も多いところだと思うので、どっちの路線が重要で、重要な方から指定をしていきますというのであれば、内側の方が多分関係者も多いし、ニーズも多いし、必要性も高いと思われる。理想は全部して、ですね。目的に合致する路線は全て指定をして、耐震化およびブロック塀の耐震化をしていくというのが理想で、今回はもともとあったものに追加的に外に延びる分をやりますが、それは優先度が高いというわけでもなくて、あくまで今回のやり方として内側から外に向かっていくところを重点的に指定しました。

内側は今後やっていくし当然重要度はより高いかもしれない。人が通って緊急輸送路的にも帰宅困難者のにも使う量としては間違いなく中の方が、大阪市内および大阪周辺の広域緊急交通路の方が高いので、そこはこの理由で外しますというのは、ちょっと説明としてどうかなというふうに思います。

【事務局】ありがとうございます。追加の考え方については改めてご意見を踏まえて整理したいと思います。

【会長】その他いかがでしょうか。

〇〇委員、〇〇委員、特にご意見、ご質問よろしいでしょうか。あればお願いいたします。

【委員】初歩的な質問で申し訳ないのですが、ブロック塀の耐震診断が義務付け制度（案）〔帰宅困難者対策〕についてということで、帰宅困難者対策についてという事によろしいのでしょうか。帰宅困難者対策もそうですが、ブロック塀が倒れて怪我される方、亡くなられる方も想定したうえでの計画だと思うので、その辺の文言表現をどのようにお考えでしょうか。

【会長】事務局、いかがでしょうか。

【事務局】確かに今となってはこの言葉ですと、説明不足という感じはいたしますが、北部地震で帰宅困難者が問題になってもっと大きな地震、余震も大きくある場合は、徒歩で帰る帰宅困難者が実際に歩いて帰るとき、余震でブロック塀の下敷きになって死なないようにという発想から法的にも始まって、それがずっと残り過ぎたという文言ですので、10ヵ年戦

略に書く場合等は、もう少しわかるように工夫したいと思います。

【事務局】少しだけ補足しますと、ご承知のように委員会からの提言を受けまして、帰宅困難者対策としてスタートしたというところがありますので、その部分を少しご承知してほしいと思います。

【会長】〇〇委員、特によろしいでしょうか。

【委員】特にないのですが、義務付けだけでなく全てのブロック塀、高さが低いものについても費用補助が出るというのは非常によろしいかと思います。以上です。

【会長】ありがとうございます。私もちょっと〇〇委員がご指摘された内側の路線の今回対象としないっていか妥当でないって書き方が1番気になりましたので、工夫いただければと思います。これまでがブロック塀対策ではなくて、耐震化の方を中心に、要するに車の通行中心に周辺から攻めてきていて、建物とブロック塀がセットになってきたので、まずは完結できるところを重点にという府の方針はわかるんですけども、やっぱり内側のところで、避難路、特に今回は歩行者の対策ですので、ブロック塀とかが道路沿道に近いところで崩れたりすると、通行の妨げになるという要素のもので、都心部の方が影響が大きくて、しかも昼間人口、帰宅される方っていうのは都心部に集中しておられるので、その方々が最初に歩き始めるあたりの街中の歩道がぐちゃぐちゃになっていて歩くのが大変ですと、円滑に避難できないということになると思います。ですから、何らかの形でここを次にやっていくようなことを、10ヵ年戦略の中には盛り込んでおいていただかないと、ここはやらないよっていう宣言にはならないように特にご留意いただければと思います。

一方で、都心部は道路も発達しているので、この広域避難路じゃないルートを歩行者は迂回しても、何とか郊外路線の方の広域緊急交通路にたどり着けるということもあります。迂回ルートの選択肢はあるかもしれませんが、重要性は非常に高い場所ですので、ぜひ扱いをご注意いただければと思います。

【委員】すいません。

【会長】どうぞ。〇〇委員お願いします。

【委員】今の点ですけれども事務局の方からも回答がありましたし、元々その、広域緊急交通路沿道というところにブロック塀がぽんと入ってきて、ブロック塀になると、ここの子供の絵が書いてあるように、すごく視点が小さくなっちゃうんですね。それを一緒にすると本当に最初のそもそもの視点というのがブレてきて。今の優先道路の追加の話もそうなんですけれども、非常に大事なのはわかるんですけど、一方で予算とかその他いろんな制約があると思うので、その辺りを、そもそもの視点がどこだったかというのを、まずはブラさない形で、プラスブロック塀でできるというところで、プラスその後っていうような、ちょっと切り分けて無理矢理こう折衷して考えようとせずに切り分けられるのもいいかなというふうには思います。

【会長】ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

資料1の右下の耐震化に向けた取組みの普及啓発とか、耐震化の支援補助というあたり、実際のこういった耐震化対策の運用面とかで何かご意見等、もう少し突っ込んでいった方がいいのではないかとこのところがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。次の議題にも少し関係してくる部分になってきますので、また戻っても結構ですので、ブロック塀の耐震化について、実際の運用面でのご意見出てきましたら後でも挙げていただければと思います。

【委員】耐震化に向けた取組みの確実な普及啓発のなかで、具体的にこのようにしていくというような策はどこかに書いていますか。

【事務局】この部分は、参考資料にはございませんで、今、木造住宅なんかでも委員にもやっただいている個別ローラー作戦等々で確実に専門家や行政職員が所有者に顔合わせしたり通知をしていますので、それを同様にやっていきます。全てのブロック塀についてご訪問すると。現行基準で建設されているものも、チラシの投函や、お会いした場合はお伝えするというので、この指定路線については、全てフェイス to フェイスを目指してやっていくということを考えております。

【委員】丸2つのうち、1つ目は具体的な策として個別訪問、DMにより実施を働きかけるということと、2つ目は、所有者に対して適切な維持管理を行うよう周知する。周知は、1つ目の耐震化を進めるブロック塀の所有者にもかかってくる文言ということでもよろしいでしょうか。

【事務局】上の1つ目にもかかっております。上の1つ目の補助対象や義務付けになるものも、今後適切に維持管理することや、塀をまたブロック塀で作り替えるのか、新たに生垣にするのかというのはございますけれども、ブロック塀等々がある場合は、現行基準で作られたものも老朽化していき危険となりますので、路線にある全てものを長い期間、危険にならないようにやっていってくださいよというのを周知するということです。チラシを投函したりしていくということですが。

【委員】ありがとうございます。そうであれば、下の丸の取組みにつきましては、例えばブロック塀の所有者に対しても、という文言を入れるとか。少し分かりにくいと思います。

【事務局】わかりました。修正して、もう少し分かるように書きます。

【会長】その他よろしいでしょうか。

議題（2）広域緊急交通路沿道建築物の実効力のある支援策について

【会長】それでは議題2番目の方に移っていきたく思いますのでよろしく申し上げます。

【事務局】事務局から議題2につきまして、ご説明します。お手元の資料2、参考資料2をご覧ください。議題1と同様に並行して説明いたしますので、左右に並べてご覧ください。

また、同じく、スクリーンに資料を投影しますので、あわせてご覧ください。それでは資料2を、1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。こちらは、実効力のある支援策(案)でございます。上段は、耐震化の「支援策の方向性」を、「社会的機運の醸成」「耐震化のきっかけづくり・具体化」「負担軽減の支援」の3つでまとめております。

中ほどから、広域緊急交通路沿道建築物の耐震化に対する「戦略的に切れ目ない支援」として、ステップ1～4の4つのステップと、その下に、ステップに対応する所有者の意向・状況を記載しております。つぎに、参考資料2を、1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。こちらは、前回の審議会でのご意見をまとめたものです。上段は、「取組みへの府の姿勢」として、「地域にとって重要なものだからこそやっていく位置づけで、働きかけやアプローチが必要」や、「沿道建築物の耐震化は、東京都の次に大阪府が頑張らないといけない」その右下「沿道建築物の耐震化は重要かつ難しいからこそ、国は高い補助率を設定しており、府が国よりも下げているのは耐震化を気にしていないという意思表示にみえる」といったご意見をいただきました。下段は、具体の支援策に関する意見について、取組みの方向性として、大きく3つにまとめさせていただきました。左から「社会的機運の醸成」に関して、普及啓発として「道路が守られていないと地域がダメになってしまうという見せ方がある」、公表方法として「地図を用いた公表方法はわかりやすい」「所有者以外の周辺の人が見ないと意味がない。知らせる工夫が必要」、効果的な情報として「魅力ある改修をした事例をアピール」といったご意見、中央に「耐震化のきっかけづくり・具体化」に関して、専門家派遣として「耐震化には建築士以外の専門家を活用できることで、足りない部分は補える」やインセンティブとして「建物が壊れた際の補償や優遇策」などのご意見、その右に「負担軽減の支援」に関して、「工事中の営業、仮移転先と費用、テナントへの補償など、工事費以外にもお金がかかる」ほか、補助や仮移転に関して多くのご意見をいただきました。次に、参考資料の2ページをご覧ください。こちらは、今年度実施しました、所有者の実態調査の結果をまとめたものです。実態調査については、昨年7月から10月にかけて、対象209棟のうち、87棟に対して実施し、うち41件は専門家を同行し、具体の耐震補強案や支援策等を示しながら所有者ヒアリングを実施しました。87件の所有者の耐震化に対する意識や取組み状況を整理したところ、ステップ1から4までの4段階に分類でき、記載の図表のようにまとめました。ステップ1は、耐震化の必要性の理解が低い所有者となります。ステップ2は、分譲マンションの管理組合で耐震化が議題にあがったなど、耐震化の必要性は理解しているものの、具体化に向けた取組みに移行できていない所有者となります。ステップ3は、入居者等と相談したり、設計事務所や弁護士などの専門家と相談しているもの等、耐震化に向けたなんらかの行動をされている所有者となります。ステップ4は、耐震化を具体的に進めているものの、費用や仮移転先の確保といった課題で耐震化の実現に至っていない所有者となっています。資料2の1ページにお戻りください。いまご説明した、前回審議会でのご意見と実態調査ヒ

アリング結果に基づき、実効力のある支援策について、3つの方向性に沿って、4つのステップで整理したものです。上段の、耐震化の支援策の方向性につきましては、今回、広域緊急交通路沿道建築物について記載しておりますが、この方向性は、住宅や多数のものが利用する建築物など耐震化の施策全般での整合を図る必要がございますので、来年度予定しております「10カ年戦略」の中間検証時に、進捗状況などを踏まえ、あらためてご議論いただきたいと考えております。広域緊急交通路沿道建築物の実効力のある支援策については、所有者の耐震化に対する意識と状況に応じたステップ1～4の支援策を、戦略的に切れ目なく行う案としております。ステップ1は、地域住民に、防災訓練などの場で広域緊急交通路など都市の安全性に関する情報を効果的に発信することで、その下にあります、地域の意識を高め、所有者の意識向上につなげていくこととしています。ステップ2では、所有者への個別訪問において、耐震化による地域の安全性への貢献や成功事例など、所有者の意欲を高める情報を提供することで、意識の高まった所有者の耐震化への意欲の向上を図ります。ステップ3は、事業計画立案に向けた課題に対して的確にアドバイスするため、事業に精通した専門家の派遣をし、耐震の事業化を目指します。最後に、ステップ4として、様々な負担が発生する所有者に対して、耐震化に要する費用の補助等を実施することで、耐震化を実現していく考えとしています。次に資料2の2ページをご覧ください。ステップ1及びステップ2について、記載しています。ここでは、ステップ1で、地域の意識向上を図り、それを所有者の意識向上から、意欲向上につなげることであります。府民の意識向上に関しましては、広域緊急交通路沿道建築物に限らず、耐震化全般に関わりますので、さきほど申したとおり、来年度あらためてご議論いただきたいと考えておりますので、今回の記載は、あくまで事務局イメージとしてご理解ください。参考にご説明させていただきますと、視点と取組みについて、普及啓発の取組みを、一過性のものとならないように、府内で統一したデザイン・テーマ等により繰り返し実施すること、などを記載させていただいています。地域を対象とした取組みについては、ステップ1として、視点は、自分の住む地域の広域緊急交通路の機能確保とその沿道建築物の耐震化の情報を効果的に提供し、その重要性の認識を広げることとしています。新たな取組み（案）としまして、“わかりやすい公表”により、地域にある広域緊急交通路沿道建築物の耐震化の状況を周知します。また、防災訓練や出前講座等の啓発について、広域緊急交通路の機能など、安全性に関する情報を発信していきます。次に所有者に対しては、ステップ2として、視点は、所有する建物は都市を構成する社会資本であり、その耐震化により多くの生命・財産を保護することが可能となることを認識してもらうこととし、取組み（案）は、広域緊急交通路の通行障害による被害拡大の可能性や、地域の防災訓練の内容など、社会的な観点からの情報を提供するとともに、耐震化の成功事例等の情報提供を行うこととしています。つぎに、参考資料2をめぐっていただき3ページをご覧ください。参考として、府内でのこれまでの普及啓発の取組みを記載しています。府

民全体に対しましては、ポスターコンテストや、耐震キャンペーンピアノコンサート、太陽の塔とコラボしたポスター掲示などを実施しています。中段の地域に対しましては、各土木事務所の耐震担当者が、市町村と連携して、防災訓練での啓発や、まちまるごと耐震化事業の登録事業者による地域単位での説明会などにより普及啓発を実施しています。下段の所有者に対しては、個別訪問等で直接の働きかけを実施してまいりました。今後、こうした取組みについて、広域緊急交通路の重要性など、都市の安全という観点からの情報も盛り込んだ普及啓発を行っていくことを考えております。参考資料2の4ページをご覧ください。こちらには「わかりやすい公表」のイメージとして、地図を用いた案を示しています。記載の図は、実際の耐震化率ではなく、イメージをつかむために色分けしたものです。表示方法については、所有者の不利益に対する配慮が必要であり、今後引き続き所管行政庁と調整することとなりますが、イメージ図は、広域緊急交通路の結節点で色分け表示しております。表示する項目としましては、左下に記載の、パターン①として、通行障害建築物のうち耐震性のあるものの割合や、パターン②耐震性が低いものの棟数、②'として1km当たりの棟数表示などを検討しております。活用方法としましては、ホームページでの公表だけでなく、チラシ等への掲載やパネルを作成し、防災訓練やイベント等で広く周知することを考えております。参考資料2をおめくりいただき、5ページをご覧ください。「耐震改修の成功事例の提示」の事例を記載しております。記載の事例は、所有者が所有建物の耐震化をイメージしやすい改修事例の示し方の事例です。左側は、東京都の事例集で、耐震改修の写真や諸元、設計者等のコメントが記載されています。右側は、埼玉県ホームページで、耐震化された方へのインタビュー記事などが掲載されています。前回ご意見いただいた魅力ある改修とあわせたアピールも念頭に、事例提示の準備を進めたいと考えております。資料下の○については、建物だけの事例でなく、建物の耐震化により道路機能が確保され、まちの安全性が高まった事例の提示も進めたいと考えています。スクリーンをご覧ください。

建物の耐震化により、まちの安全性が高まったことを理解していただく事例のイメージです。所有者に自分の建物が“半公共物”であるという認識をもってもらうため、左上写真のように、阪神・淡路での被害の実例を示し、左下の所有する建物の耐震化をすることで、右写真のように災害時にまちが守られるという説明をイメージしておりますが、今後説明をしながら、修正していきたいと考えています。次に資料2をおめくりいただき、3ページをご覧ください。ステップ3について記載しております。視点としまして、耐震化への意識は高くても、漠然とした不安や、課題解決の想像ができないため、耐震化の検討に踏み出せない所有者に的確なアドバイスを提供し、検討のきっかけと事業の具体化を図るとし、新たな取組みとして、専門家の派遣を行うこととしています。下段の制度イメージをご覧ください。耐震化に精通した建築士を耐震コーディネーターとして派遣し、所有者の総合窓口とし、所有者が抱える疑問や不安等を聞き取り、必要に応じて各種専門家と連携し、事業化の手順や課題

解決策、事業計画立案のための的確なアドバイスを行います。

なお、所有者負担は求めず、複数回派遣し、きめ細やかな対応を行い、検討のきっかけづくりと事業の具体化を図ることとし、来年度、まず試行したいと考えております。また、所有者にとってインセンティブとなる支援策については、現在お示しできる案がございませんが、引き続き検討を進めてまいります。資料2の4ページをご覧ください。ステップ4、所有者の負担軽減のための支援について記載しています。補助につきましては、これまでに繰り返しご意見をいただいているところで、大阪府としても大きな課題であると認識しておりまして、引き続き財源確保に努めてまいります。負担軽減に関しましては、補助以外に、専門家の派遣を活用し、コスト削減案の提示や、資金計画のアドバイス、移転先の確保や補償の調整等の支援をするよう考えております。以上の4つのステップの切れ目のない支援策を、実効力のある支援策として取組み、耐震化を促進していきたいと考えております。説明は以上です。

【会長】はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から、広域緊急交通路沿道建築物の実効力のある支援策についての説明をいただきましたけれども、これに関しまして、ご質問ご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【会長】ちょっと私から最初にすいません。今日の説明の骨格をなしているステップ1、2、3、4っていうのがありますけれども、これは10ヵ年戦略の方にも同じような形で反映されるというイメージでよろしかったでしょうか。10ヵ年戦略では文言で書いてあるので、ステップアップしていくような図式で何か示されるのかどうかですけれども。

【事務局】参考資料3の方ですが、結論はそういう図表ではなくて、これを踏まえた策について取組みとして文言で書く、この考え方で考えたものを記載するというようにしております。

【会長】きちんと整理されれば図の方がわかりやすいかもしれませんね。所有者の意識がこう変わっていった実際に事業化の方にアクションを起こすというような流れになっていますのでね。環境保全に対する心理構造なんかもこういった図式で整理をされていて、まず問題を認識して、それが自分にも帰属しているっていう意識を持ち、それに対して自分も何かできるっていうことを学習して、できるという場合にそれでどんな効果が起きるかっていうのを確認した上で、ではどうしようかって。こうなるような問題の認識から保全行動までの流れがあって、それとここでのステップが対応していると思います。こういう図式できっちりと整理をしながら支援策を今回のように整理されていくとわかりやすいという印象を持ちました。より具体的なところに行くステップ3から4か、ステップ3あたりですけども、資料2の4ページ、耐震コーディネーターの派遣というのがございますけれども、この中身としてはアドバイスの内容に「資金計画等の資金面での課題をアドバイスする」とあるということは、その対象建築物について、耐震化するのにどのくらいお金がかかりますよとか、

なにかそういう試算や見積もり、シミュレーションとか、そういうところまで具体的に示されるというイメージでしょうか。

【事務局】はい。今年度の実態調査でも、41件ですけれども、概算工事額と補強計画案を作成しアプローチしてまして、来年度も同様にやっていきたいと考えております。

【会長】続いて、1件1件かなり丁寧に時間をかけて、コンサルティングするといったようなイメージになるわけですね。

【事務局】そうです。きめ細かにできるだけしないと次のステップに進めないと認識しております。

【会長】意識から行動にチェンジするあたりが一番大きなポイントかと思うので、その際にはやっぱりフィージビリティを考えるとお金の話って結構大きいと思いますから、そこがすごく所有者の方にイメージができて、資金面でこういった負担が必要になるけれども、こういうことに関してちゃんとここで府から補助があるよっていう、そのの繋がりがちゃんとわかるような形で理解いただくことが大事かなと思っています。その他いかがでしょうか。○
○委員お願いします。

【委員】今、会長からご質問あった中でちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの補強の計画をして、概算見積もりを提示されたっておっしゃられていますが、それは実際に耐震診断も行って、補強設計もして、補強工事をしていきますよっていう方のためのものなんでしょうか。

【事務局】専門でいらっしゃる○○委員には、概算工事費というと我々が提示したものよりもすごく精緻なものをイメージされているかと思いますが、実際は簡易なもので提示しております。今年度は、耐震診断を実施したのものについて所有者にアプローチしてしますので、建築士の方が耐震診断結果をもとに、どの部分にどれぐらいの壁が何か所必要ですという超概算の工事費を提示しております。

【委員】ということは、一応耐震診断が行われた物件に対してのアプローチの仕方を今おっしゃられたわけですね。耐震診断を担当された方にそういうことをお頼みされたのですか。概略補強案と概算工事費算出は、どんな形でお願いされているのですか。

【事務局】今年度はコンサルに業務委託をしておりますので、その補強計画案等の作成と同行してヒアリングを行うという委託を、設計事務所の方に行っております。

【委員】所有者からお願いしたわけじゃなくて、大阪府の方から、そういうことを委託されて、計画されたということなんですか。

【事務局】そうです。今年度は実態調査として、大阪府の方から押しかけるという体制ですけれども、所有者に連絡して、話を聞いてくださいとしております。来年度以降は基本的には依頼を受けていきたいと思っておりますが、なかなかございませんので、こちらからアプローチして、コーディネーター派遣をご利用されませんかというような形でやっていくことを

想定しています。

【委員】そうですと、200 棟以上の中から選ばれて、アプローチし始めたというようなイメージなんですか。優先順位等あるんでしょうか。

【事務局】平成 25 年 11 月から制度をスタートして、耐震診断も早くやっていただいた方も後でやっていただいた方もいますが、全所有者に毎年 1 回ぐらいは電話したり訪問したりしてまして、そこで状況を把握しております。門前払い的な方もやっぱりいらっしゃいますのでそこにはいけないという部分と、あとは耐震改修しやすいとか、I S 値が高いか低いとか、建物の形状でより危険性があるとかいろんな要素を考えてアプローチする順番等は決めております。

【委員】そうですか。建物規模や建物形状にもよりますが、補強量によってすごい補強工事費がかかり、もちろん、補強設計にも結構な費用がかかって、場合によっては工事中の移転や補償が必要になったり、合わせると本当にびっくりするぐらいかかってくる場合があります。その場合の補強計画は、超概算でも相当な仕事量になりますので、建物の選択や業務委託はどんなふうに進められてるのかなと思いました。それと補助の費用なんですけど、大阪府も認識されてるっていうふうに前回のときもお聞きしてたんですけども、現在も 5,000 ㎡を超えると途端に補助率が半分になってしまうまでするので、やはりこれは考えていただかないといけないんじゃないかなと。また、コーディネーターの派遣ですね、こういう制度が解決するまでずっと続けられるのかなっていうこともちょっと疑問になりましたので、どのように考えられてるか教えていただけますでしょうか。

【事務局】予算につきましては、行政なので年度途中で直ちについていうわけにはいかないですけど、前回もお知らせしたように予算要求を現在しております。おっしゃっていただいたような制度構築と補助率で予算要求しているところです。ただ、ちょっと厳しい状況であるのは間違いないので、引き続き庁内協議進めていきたいと思っております。

【委員】専門家の派遣の制度もずっと続けられるということでしょうか。

【事務局】我々としては続けたいと思っております。とにかく今年度、やっぱり効果がありましたので、来年度さらに試行として、まず続けますので、それがうまくいくように今日いただいたご意見も参考にして進めていきたい、しっかり成果を出しずっと続けていきたいと思っております。

【委員】ありがとうございます。それとちょっと直接関係ないんですけども、耐震コーディネーターを派遣しますっていうのは所有者の負担なしということになっていると思いますが、有償でもいいかと思うんですが、府補助以外の他の建物でも、そういうふうなことをされると、その他の所有者が助かると思いますので、できればそういうことも考えていただければと思いました。

【会長】はい、ありがとうございます。ちなみに今年度はこれは何件ぐらい派遣されたので

しょうか。

【事務局】41件で委託自体は30件で、あと協力してもらえる、もともと診断した設計者の方が行ってもいいよとか言ってくれた方がありまして41件です。

【会長】たくさんやられてるっていう感じですね。

【事務局】はい。

【会長】来年度もそのくらいの数をこなせる予算要求をされているのでしょうか。

【事務局】来年度はより精緻にやっていくということなので、件数は10件以下になるかなと。また複数回でやりますので1回で終わりませんので、数はまだわかりません。

【会長】予算規模としては同じぐらいを想定されてるということですね。今年と来年度で。

【事務局】今年度程度ということですよ。

【会長】これは、1回コーディネート始めてしまったら、年度をまたいでも何回もやっていくという話になると思うので、しっかりと予算が継続的に取れないと、途中で散り散りになってしまい効果が出ませんので、ぜひ予算獲得、さらに予算増額を頑張ってくださいと思います。〇〇委員お願いします。

【委員】1つ目の議題で、対象路線を拡大するという事で35キロ増やすと、それ以外の路線の追加はなかなか難しいとして、ただ追加する路線にある建築物以外の義務付けされない建築物に対して、何らかの啓発啓蒙活動は現状されておられるのでしょうか。

【事務局】そこまでまだなかなか回れていないという状況です。

【委員】例えば1軒1軒回っていくっていうのは膨大な量になると思います。そういう人たちも含めたセミナーであったり、広報活動等などもしていった方がいいのかなと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。その他いかがでしょうか。〇〇委員お願いします。

【委員】ちょっと今の関連で一つだけ確認したいのですが、資料1のときに耐震化に向けた取組みで確実な普及啓発とあったんですけど、義務付け対象になってるところに対してというふうに理解するのでもいいんですかね。DMとか個別訪問について。

【事務局】現在は、診断義務付けて、耐震診断結果でIS値が低かったものです。

【委員】わかりました。非常に取組みいろいろ考えられて、実際これがどの程度効果があるかっていうのはなかなか難しいとは思いますが、ステップ1とかステップ2のところでもよりコミュニティに入り込んだようないろんな方法が書かれています。そうすると、なんとなく最近地震だけでなく、風水害みたいなところも結構クローズアップされたりとかして、こういう災害が起こったときにこうなあかんわっていうそういう意識が高いとき、実際にそういう災害を見た直後は結構一番高いですよ。そうすると周りでいろんなところで台風とかそういう被害が出てるんだけど、地震だけに特化してステップ1、ステップ2でいくというよりは、総合的な自然災害に対しての意識を高めてもらって、その上で自分自身

がどれをチョイスするのか。川が近いのであれば風水害対策をチョイスするのかというような、そういう意識の高め方っていうのがあってもいいかなというのが、ちょっと思いました。

【会長】いかがでしょうか。

【事務局】はい。委員のおっしゃる通りで、私も土木事務所の方で地域に入った経験がありまして、土木事務所に地域支援・防災グループというのがございまして、そこに建築職を1名配置しております。そこで水防災や土砂災害も含めて、普及啓発や対策に取り組んでいます。やはり自治会に行くときに、こちらの言いたいことだけ言いに行っても聞いてくれないので、まず相手の必要なことから情報提供して、そこで耐震もというふうに繋げていくという方法をとっていきたいと思います。ちょっと耐震耐震しすぎる傾向もありますので、委員のご意見を踏まえて、ちょっと工夫したいと思います。

【会長】はい。ありがとうございます。

【委員】2点ありまして、一点目は参考資料の2ページ目なんですけども、ステップ1、ステップ2、ステップ3、ステップ4を見ると、ステップ2が一番重要なんですよね。そこからステップ3に持っていくのが大事で、まさに意識から行動に行くところのハードルがより高いと。ですから、意識から行動に持っていくための戦略をまずは重点的にやらないと進まないということだと思います。それはステップ3の話なのかステップ2の話なのかよくわからないんですけども、ステップ3の話が、まず2を3にあげるという戦略として書かれていると読み取ったらよろしいのでしょうか。

【事務局】このコーディネーター派遣を、ステップ3のところに入れておりますけども、2のところにも若干入れていかないといけないかなっていう委員ご指摘の通りで、2の取組みから3が事業となるということで、表現上3に入れております。資料2の1ページに3本柱の支援策の方向性については、2つ目の「耐震化のきっかけ作り・具体化」として、一つの柱で、ステップ2と3がまたがるという表現をしてるということになっております。また〇〇委員がおっしゃってた耐震診断が義務付け以外のものも、何かこうアドバイザー派遣的なということにつきましては、一応分譲マンションとかの無料2回まで派遣する、そこは相談ののったり、耐震の重要性を説明するぐらいなものなんですけど、そういう制度もございまして、ステップ2についてはそういう制度も活用して、よりステップ3に移れるようにさらに考えていきたいと思います。

【委員】あと、今回対象としているのは、ちょっと分けないといけないと思ってるんですけども、普通の一般的な住宅耐震化の話とはちょっと分けて、広域緊急交通路沿道建築物のステップというふうに分けた方がいい。耐震化が義務付けられていて、できるだけ早く耐震化を進めてほしいという側の意図を持ったステップだと思うんですけどね。これを10ヵ年戦略とどう合わせていくかっていうのはちょっとまた議論が必要なところだと思うんですけども、今回の議論はあくまで結構絞られたエリア、だから100万棟近くある耐震化をしなきゃいけ

ないっていう策とはちょっと違って、非常にしっかりやっていくところだと思うんですね。そのときの2から3へのステップがこれですとちょっと弱い気がします。普通に対するステップと同じような形になっていて、もっと限られたすごくやらなきゃいけない対象も絞られてるところに対するステップ2から3の上げ方をもうちょっと考えていかないと、一般に対するアプローチ並みになってしまっているのかなっていうのが、まず1点目です。

2点目はそこに対する一つの策なんですけども、結局、耐震化をするのは事業者であったり個人なので、公と個人の問題等に入ってきて個人がそれをするによってどれくらいベネフィットがあるか、それがどれだけ得なんですよっていうことがあるかを示せるとちょっとインセンティブになるかも。逆に言うともうそこにどれくらい公的なインセンティブを与えられるか、という策をまず作って、道路という公のものをきちっと確保するために個人にアプローチする。こういうことをしてもらおうとこういうことがありますよっていうことをまず個人にわかるように説明して、それがコーディネーターの方と思っています。ただそれだけではちょっとなかなか進まないっていうのは普通でもそうですから、地域に対して公表できる「その建物 10 棟のうち5棟がなってくれると地域にとってどういういいことになりますよ」という見せ方、広域輸送などで例えば逃げやすいとか、移動しやすいモビリティがあるとか、などということをきちっと評価して示してあげて、働きかけの先を地域、その地域の事業者とか、というところに対する働きかけをしてみせる。3つ目はもう大阪府全体でまさに広域緊急交通路はネットワークですので、それをどれくらい進めていくと、どれくらい逃げられるのか、どれくらい安全なのかっていうことを、これは実際はきちっと持ってないといけないと思います、大阪府自体が。でないとこの施策は進まないと思うんですね。どれくらい進めたらどれくらい効果があるのかっていうことを自分たちできちっと計算した上で、評価できる仕組みを持っておかないと、いつまでたっても進まない。というのはこの耐震化の数だけじゃなくて、その輸送路としての機能であったり、帰宅困難者のルートとしての機能としてきちっと評価しないと、耐震化は進んでいるけども、広域輸送路の基礎の効果がわからないと思うんですね。そこがちょっと欠けてる気がします。そこに対してすごく着目しながらやらなきゃいけないんだっていう評価視点や見せ方は、ちょっと不足している。後ろの方になればなるほど、普通の耐震化の策と同じようになってきてしまってここに入ってしまう。東京都が、最後、地図で見せているっていうのは、全体ネットワークの適合性であったり、効果を評価しているから、全体の地図で見せるわけですよ。これは国民に対して、大阪府はこういうことを実施していく上で大阪府民の安全を守るということを見せていくことで、そのようなことを成功的にやっていかなきゃいけないのかなと思います。ステップ2のところの話とか、ステップ3の話だけじゃなくって、まさに切れ目なくやっていく上では、集合体としての評価っていうか、常々耐震化の数を上げるだけではなくて、そのネットワークとしての効果であったりとか評価であったりとか、それは裏返すと危険度かも

しませんが、そういうことをきちっと評価を見ながらモニタリングしながら進めていくという姿勢はどこかに今後書いていった方がいいんじゃないかなと思います。これを広域緊急輸送路の話が入ってきたのであれば、そのネットワークとしての効果が求められるから、沿道の耐震化が必要であるというふうを書く。これ何故かっていうと沿道不燃化はそのアプローチなんですね。沿道不燃化のアプローチっていうのは、ここが不燃化することがどうだっというのではなくて、「この不燃化が進めば地域全体が安全になりますよ」からのアプローチなので、もし同じように地域に対するアプローチをするのであれば、やっぱりネットワークの適合性、それによって担保される安全性っていうものをきちっと大阪府は考えてるんですよという見せ方をしていかないと、ちょっと通常と同じアプローチになってしまってるかなというふうに思いました。

【会長】はい。貴重なご意見ありがとうございます。

【事務局】はい。ご意見ありがとうございます。ちょっと見せ方であるとか、具体的な進め方については検討させてもらって表現等工夫していきたいと思いますので、よろしく願います。

【会長】ありがとうございます。こういった広域緊急交通路ネットワークもそうですけれども、安全性っていうだけではなくて、やっぱり輸送とおっしゃいましたが、安全性っていう意味では発生直後の緊急車両である消防車とか救急車とか、そういったものの通行が、さっきの神戸三宮のあのビルが倒れてしまったようなことではアクセスできなくなってしまうし、その後の、復旧復興支援ですよ、そういった輸送路としての重要性ってかなりありますから、そういうところもきちっと交通路の重要性みたいなものは伝わるようなところも大事かなっていうのを私も感じました。その他いかがでしょうか。あとはいろいろこういう支援策を展開していく意味での予算措置を頑張ってくださいということですかね。補助率もそうですけれども、密集市街地の解消は、東京都はかなり補助をつけているので、関東と関西で大分実績が違ってきているのは、つい 10 日前くらいの朝日新聞でも特集されてましたけども。やっぱり一定のお金をかけてっていうところは効果に現れるのかなっていうところもありますので、これはちょっと府の方にぜひ頑張ってくださいとか、その辺が先ほどの議題 1 の方でも、内側の方もセットで展開していくっていうステップに進めることにもなりますので。そちらは審議会としてもぜひ重要だよっていうことでお願いしたいと思えますけれども。その他いかがでしょうか。はい、〇〇委員どうぞ。

【委員】改修時に、仮移転先のご紹介の部分ですが、具体的に格安で例えば府が持っているどこかを提供するだとか、空き地でプレハブで店舗展開をしていただく等、具体的な策はありますか。

【事務局】現時点ではまだ具体的なニーズにまで至っていないので、ないということと、それが出てきたときにこれがあるというのもちょっとなくてですね。公営住宅でそういったこ

とが可能なみみたいなアイデアはあるのですが、いろんなハードルがあるので、検討を進めたいと思っています。

【会長】ぜひよろしくをお願いします。仮移転先の紹介段階になると、耐震コーディネーターより再開発コーディネーターみたいな専門性の方が要るかもしれませんけれども。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。だいたい今、いただいたご意見でよろしいでしょうか。非常に両議題とも貴重なご意見いただきましたので、事務局におかれましては本日のこの審議会の意見も踏まえて、議題2の方では実効力ある支援策を作っていただき、議題1の方では、そのブロック塀の耐震化が進むようにという形で、ブラッシュアップしていただければと思います。以上で、本日本日の議題は終了となりますけれども、その他何か事務局からございますでしょうか。特にございませんか。そうしましたら特に議題はないようですので、本日はこれにて終了したいと思いますが、今年度は昨年8月と本日の2回にわたり、昨年度からの継続的な議題に対応して参りました。特に大阪北部地震が発生したということで大きな議題が出てきたわけですが、これによりまして平成30年度に答申させていただいた内容について、より効果のある取組みの方向性にほぼ目処がついたのかなと思います。委員の皆様には議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは進行の方を事務局にお返しします。よろしくをお願いします。

【事務局】会長どうもありがとうございました。また委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。改めまして、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日のご意見を踏まえまして「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」の改定（案）を作成、パブリックコメントを2月に実施いたします。その後、パブリックコメントおよび大阪府議会2月定例会での審議を踏まえまして、10ヵ年戦略を3月に改定し、公表する予定としております。また来年度は10ヵ年戦略の計画期間5年目にあたりますことから、中間検証を予定しております。審議会の開催につきましても、後日改めて調整をお願いいたします。それでは、閉会にあたりまして、住宅まちづくり部長、藤本からご挨拶いたします。

【藤本部長】住宅まちづくり部長の藤本でございます。第9回大阪府耐震改修促進計画審議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。今年は正月早々、内外ともいろいろな事件が相次ぎまして、もうお正月気分も吹き飛んでしまったところですが、改めまして皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。委員の皆様におかれましては、日頃は府政、住まち行政に多大なるご協力、ご指導をいただきましてありがとうございます。昨年8月、そして本日もまたご多用中の中、お越しいただき貴重な意見を賜りまして本当にありがとうございました。まもなく今年も1月17日がめぐってまいります。もう25年になりますけれども、私自身も家族と当時住んでいた兵庫県のマンションで被災しました。しばらく経って街に出てみますと、いたるところで建築物が倒壊しておりまして、それが道をふさいでいるという状況を目の当たりにしまして、今もそれ

は鮮明に覚えております。自然災害というのは避けられないものですが、できるだけそれに未然に備えて、減災に努めていくというのは改めて必要だというふうを感じているところです。広域緊急交通路沿道建築物の耐震化による緊急輸送機能の確保というものは、こうした地震被害を初期段階で減らし、被害の影響の連鎖を抑える鍵となる重要な施策と考えておりまして、南海トラフ巨大地震の発生が切迫する中、危機感と緊張感を持って取り組まなければいけないというふうに認識しております。先ほどご指摘のありました予算確保につきましても、府の財政、未だ厳しいところではございますけれども、私自身、先頭に立って予算確保に努めてまいりたいと思っております。審議会でいただきました意見を踏まえまして、本府としまして今年3月を目途に耐震改修促進計画を改定し、広域緊急交通路沿道のブロック塀および建築物の耐震化を強力に進めてまいり所存でございます。住宅建築物の耐震化をはじめとした都市の安全性を高める取り組みは、府民それから大阪を訪れる方の安全安心を確保し、また2025年も5年後に迫りました大阪関西万博による成長戦略の基盤となる府政の重要な課題と考えております。来年度は耐震10ヵ年戦略の中間検証を予定しておりまして、災害対応力を強化し、強靱な大阪を作り上げていくため、委員の皆様におかれましては、引き続き大阪府の取り組みに対し、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】以上をもちまして審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

—了—